

## 平成22年第7回農業委員会総会

平成22年7月21日午後3時00分 八街市農業委員会総会を  
八街市役所第1会議室に招集し、内容は次のとおりである。

### 1. 出席者

- |         |          |          |
|---------|----------|----------|
| 1. 加藤孝一 | 8. 長澤恒幸  | 15. 荻嶋 勲 |
| 2. 吉野光輝 | 9. 小出幹夫  | 16. 鈴木勝雄 |
| 3. 鴨志田進 | 10. 鶴澤 敏 | 17. 山本重文 |
| 4. 中嶋則夫 | 11. 小川 寛 | 18. 三須裕司 |
| 5. 中川利夫 | 12. 落合健一 | 19. 中田眞司 |
| 6. 山本紀市 | 13. 立崎義久 | 20. 関口芳秀 |
| 7. 森 邦央 | 14. 林 和弘 | 21. 関端 旭 |
|         |          | 22. 川野 繁 |

### 2. 欠席者

なし

### 3. 事務局

事務局長	藤崎康雄	主査補	山内裕義
主査	梅澤孝行	主事補	唯 望

### 4. 議決事項

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（市許可）
- 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について
- 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第5号 農地競売買受適格者証明の交付について（農地法第3条・市許可）
- 議案第6号 農用地利用集積計画の承認について

### 5. その他

- 報告第1号 農地法施行規則第53条第5号の規定による農地転用の届出について
- 報告第2号 農地法施行規則第53条第14号の規定による農地転用の届出について  
（認定電気通信事業者）

藤崎事務局長 | 開会を宣す。（午後3時）

川野会長

平成22年第7回の総会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

大変お忙しい中を全員の出席をいただき、開会できまして、ありがとうございます。

入梅も終わりにまして、大変酷暑が続いております、農作業には大分支障を来しておるのではないかとと思いますが、ようこそみんな来ていただいてありがたく思っております。

先日、行政改革の一環といいますが、農業委員の削減が市の方から要請がございましたけれども、農業委員会といたしましては、今年の2月に23年度までじゃなく、26年度までに、次の選挙までに決めたいという話になっておりましたので、そのままを今回、市の方へ報告をいたしました。改めて協議はしなくてもいいだろうと、判断いたしました。そういう具合にいたしましたので、ご承知をお願いしたいと思います。

さて、今月の案件につきましては、農地法第3条、4条、5条本体で13件、計画変更承認申請1件、農地競売買受適格者証明の交付1件、農用地利用集積計画の承認4件、農地法施行規則第53条の規定による農地転用の届出4件、合わせまして、総件数で23件が提出されております。提出された案件につきましては、慎重審議をお願いいたしまして、開会のごあいさつといたします。

ただいまの出席委員は22名です。したがって、この総会は成立いたしました。

それでは、日程に従いまして、会務報告をお願いいたします。藤崎事務局長お願いいたします。

藤崎事務局長

それでは、会務報告をいたします。

6月24日、木曜日。午前10時から転用事実確認現地調査及び農地パトロールを実施いたしまして、担当委員、関端副会長、中嶋委員、森委員出席のもと実施いたしました。

6月25日、金曜日。午後2時30分から地域水田農業推進協議会通常総会がJAいんばの八街支所で開催されまして、川野会長が出席しております。

7月2日、金曜日。午前11時から千葉県農業会議臨時総会及び農業者年金加入推進部長特別研修会が千葉市で開催されまして、川野会長と私が出席いたしました。

7月5日、月曜日。午後1時30分から転用事実確認の現地調査を実施いたしまして、担当委員、鈴木部長、山本紀市委員、小出委員出席のもと実施いたしました。

7月8日、木曜日。午後3時から産業まつり実行委員会が開催されまして、市役所の保健センターの大会議室で開催されまして、川野会長、関端副会長が出席しております。

なお、産業まつりですが、皆さんのところに、もしかしたら通知が行っている

と思うんですが、1週遅れまして、11月21日が産業まつりになりますので、当初はその前の週に実施予定と通知を出したと思いますので、もし、聞かれたら11月21日が産業まつりということで決定していますので、お知らせ願えればと思います。

続きまして、7月15日、木曜日。午後1時30分から部会の現地調査を実施いたしまして、出席委員、川野会長、三須部長、林副部長、鴨志田委員、山本重文委員、立崎委員出席のもと実施いたしました。

7月16日、金曜日。午後1時30分から市役所の第1会議室で部会の面接調査を実施いたしまして、出席委員は現地調査と同メンバーでございます。

以上でございます。

川野会長 次に、議事録署名委員の選任についてでございますが、議長から指名することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

川野会長 異議なしと認め、こちらからご指名申し上げます。

今月は、議席番号7番の森委員、8番の長澤委員にお願いいたします。

続きまして、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、市許可分を議題といたします。

事務局、説明願います。梅澤主査、お願いいたします。

梅澤主査 それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請、市許可分についてご説明いたします。

番号1、区分使用貸借、所在八街字西ノ窪、地目畑、面積2筆合計で5千174平方メートル。権利者事由につきましては、農地を借用し、農業生産法人となって経営規模を拡大したい。新規の農業生産法人でございます。義務者事由につきましては、役員をしている会社に農地を貸し付けたいとのことであります。

次に、番号2、区分使用貸借、所在八街字西ノ窪、地目畑、面積2筆合計で2千328平方メートル。権利者事由につきましては、農地を借用し、農業生産法人となって経営規模を拡大したい。1番と同じ法人でございます。義務者事由につきましては、1番と同様、役員をしている会社に農地を貸し付けたいとのことであります。

以上です。よろしくご審議のほどお願いします。

川野会長 議案の説明が終わりましたので、地元委員の調査報告をお願いいたします。

1番、2番、私の担当でございますから、私から報告いたします。

では、地元委員の調査報告をいたします。

番号1番、2番については、関連しておりますので、あわせて報告をいたします。

まず、農業生産法人としての資格、要件ですが、会社の形態は株式会社。株式

の譲渡制限については、定款に記載されておる。事業目的は、農畜産物の生産・加工・販売及び農業関連の肥料や農薬の販売であり、この法人の主なる事業は農業として判断できます。構成員は4名で、全員が年間150日以上、農業に従事し、そのうち3名が年間150日以上、農作業に従事しているということでございます。

以上のことから、農業生産法人としての要件はすべて満たしております。

次に、申請関係ですが、申請地は市役所から北東へ約2.8キロメートルに位置しており、市道に面しており、進入路は確保されております。

現地調査した結果、現地はきれいに耕作されておる農地でした。

次に、権利者の主な農機具の所有状況は、トラック3台、管理機2台、トラクタ3台であります。労働力、技術力も、もともと個人事業として農業をやっておりますので、問題はございません。

営農計画は、トウモロコシとニンジンを作付する計画です。

面積要件は申請面積が75アールなので、下限面積以上であります。新規の農業生産法人の申請であります。従来から家族で農業を行っている世帯であります。申請地を有効的に利用すると判断でき、周辺地域における農業上の効率的かつ総合的な利用の確保についても支障はありません。

以上のことから、農地法第2条第3項の農業生産法人の要件及び農地法第3条第2項の許可基準はすべて満たされておりますので、許可相当と思われま。

以上、調査報告を終わります。

調査報告が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。

ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

川野会長

質疑なしということでございますので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

1番、2番については、関連ですので、一括で原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

川野会長

挙手全員でありますので、1番、2番については、許可相当で決定いたします。続きまして、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局、説明願います。山内主査補、お願いいたします。

山内主査補

それでは、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請についてご説明いたします。

番号1、所在大木字大富向、地目畑、面積6千941平方メートルのうち701.18平方メートル。目的、農機具置場用地。転用事由、現在、農業を営んでいるが、宅地が手狭なため、当該申請地を農機具や農業用機械の置場及び作業場

などに利用したい。

なお、本件につきましては、既に農業用施設が建築され、転用済みであることから始末書が添付されております。

以上です。

川野会長

議案の説明が終わりましたので、地元委員の調査報告をお願いいたします。

私の担当ですので、私から報告いたします。

では、調査報告をいたします。

まず、立地基準ですが、申請地は市役所から南へ約1.2キロメートルに位置し、市道に面しており、進入路は確保されております。

現地調査した結果、農地区分としては、用途区域内にある農地でありますので、第3種農地として判断いたしました。

次に、一般基準ですが、本申請は農機具置場としてということですが、申請面積は701平方メートルであり、事業計画との関連において面積妥当と思われると思います。

なお、現地は既に使用済みであるため、始末書が添付されております。

隣接農地所有者は、申請者だけですので、問題はないと思います。

また、申請地は土地改良受益地ではありません。

以上のことから、立地基準、一般基準ともに何ら問題はないものと思われると思います。

以上、調査報告を終わります。

調査報告が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。

ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

川野会長

質疑なしということでございますので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

議案第2号1番につきまして、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

川野会長

挙手全員でありますので、1番については、許可相当で決定いたします。

続きまして、議案第3号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請についてを議題といたします。

事務局、説明願います。山内主査補、お願いいたします。

山内主査補

それでは、議案第3号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請についてご説明いたします。

番号1、所在八街字氷川小路、地目畑、面積325平方メートル。変更前の目的、建売分譲住宅1棟用地。変更後の目的、宅地分譲1区画用地。

当初は建売分譲住宅1棟の建築販売を計画していたが、消費者のニーズに応えるため、宅地分譲地の販売に変更したい。

川野会長 以上です。  
議案の説明が終わりましたので、地元委員の調査報告をお願いいたします。  
1番、鶴澤委員、お願いいたします。

鶴澤委員 調査報告をいたします。  
立地基準ですが、申請地は市役所の北西方向、約200メートルに位置し、進入路は申請者の土地を利用すれば、市道に面しており、確保されております。  
農地区分は、用途地域に定められているため、第3種農地と判断しました。  
一般基準ですが、宅地分譲用地1区画として、面積325平方メートルは妥当と思われます。  
資金は自己資金で賄う計画です。  
申請地は既に造成済みで、隣接農地は耕作されておりません。よって、営農に支障を来すことはありません。  
用水は市営水道、汚水・雑排水は公共下水道、雨水は宅地内処理する予定です。  
これらのことから、立地基準、一般基準とも問題ないと思われます。  
以上です。

川野会長 地元委員の調査報告が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。  
ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

川野会長 質疑なしということでございますので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。  
議案第3号1番につきまして、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

川野会長 挙手全員でありますので、1番につきましては、承認することに決定いたします。  
続きまして、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請について、1番から9番を議題といたします。  
事務局、説明願います。山内主査補、お願いいたします。

山内主査補 それでは、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請について、1番から9番までについてご説明いたします。  
番号1、区分売買、所在八街字三角地、地目畑、面積321平方メートル。転用目的、専用住宅用地。現在、家族5人で県営住宅に居住しているが、子どもの成長に伴い手狭になり、また、父親がひとり暮らしのため、今後のことを考えて同居するため、当該申請地に専用住宅を建築したい。  
番号2、区分売買、所在朝日字竹里、地目畑、面積2千252平方メートルのうち200平方メートル、ほか1筆、計2筆の合計面積820平方メートル。転用目的、建売分譲住宅2棟及び道路用地。建売分譲住宅2棟及び道路の建築、販

売。

番号3、区分売買、所在八街字大清水、地目畑、面積254平方メートル。転用目的、宅地分譲1区画用地。宅地分譲1区画の造成、販売。

番号4、区分贈与、所在八街字大清水、地目畑、面積119平方メートル。転用目的、宅地拡張用地。現在、申請地の隣接地に居住しているが、宅地が手狭で駐車スペースや物置を設置する場所もないため、宅地を拡張し利便性を図りたい。

なお、既存宅地面積については171.52平方メートルです。

番号5、区分売買、所在八街字北中道、地目畑、面積190平方メートル。転用目的、専用住宅用地。現在、アパートに居住しているが、子どもの成長を考えて、学校や八街駅に近い住環境の良好な当該申請地に専用住宅を建築したい。

番号6、区分売買、所在八街字北中道、地目畑、面積233平方メートル。転用目的、専用住宅用地。現在、夫婦2人でアパートに居住しているが、今後のことを考えて、八街駅に近い住環境の良好な当該申請地に専用住宅を建築したい。

番号7、区分売買、所在八街字北中道、地目畑、面積233平方メートル。転用目的、専用住宅用地。現在、両親と同居しているが独立したいため、実家や八街駅に近い住環境の良好な当該申請地に専用住宅を建築したい。

番号8、区分賃貸借、所在八街字松ヶ丘、地目畑、面積2千232平方メートルのうち495.88平方メートル。転用目的、資材置場用地。現在、送電線の工事を主に事業を行っているが、既存の資材置場が遠方で不便なため返却し、会社に隣接している当該申請地を新たな資材置場として利用し、効率化を図りたい。

番号9、区分一時転用、所在八街字桃園、地目畑、面積5千989平方メートルのうち970.05平方メートル。転用目的、資材置場用地。携帯電話無線基地局の設置工事に伴い、資材置場として一時的に利用したい。一時転用期間、許可後から平成22年12月31日まで。

なお、本件については、報告第2号1番に関連しております。

なお、前後しますけれども、2番案件についてですが、若干、補足説明をしたいと思います。本件申請地は、本件の権利者が平成17年6月15日付で建売分譲住宅2棟及び道路用地として許可を得た転用許可済み地内の位置指定道路、この位置指定道路ですけれども、指定日が平成21年10月22日付になります。この位置指定道路に隣接しております。この案件について、都市計画課が印旛地域整備センターに確認したところ、当該位置指定道路は、現段階では都市整備から1年間の相当期間が経過していないことから、隣接地に対する事業は一体事業の取り扱いを受け、道路位置指定面積の416.84平方メートルが今回の申請面積820平方メートルなんです、これに加算されます。その結果、事業面積が1千平方メートルを超え、かつ建築行為を伴う事業ということから、開発行為に該当すると思われるのですが、開発行為に該当するか否かについての最終的な

判断は開発許可権者である県の印旛地域整備センター、これが事業主などから詳細な事業計画等の説明を受けて判断するということになっておりまして、現在、農地転用の申請書に提出されている計画図面等のみからでは、開発協議の必要性についての最終的な判断はできない旨の説明がありました。

その結果、意見としては開発行為の許可が必要かどうかについて、許可権者である千葉県印旛地域整備センターと協議することの回答をいただきましたので、この本案件につきましても、ただいま申し上げた開発協議の必要性について、印旛地域整備センターと協議を要する旨の意見を付すことが妥当だと考えられます。その件については、ご審議していただきたいと思います。

以上です。

川野会長

以上で説明が終わりましたので、地元委員の調査報告をお願いいたします。

1番、2番、鵜澤委員、お願いいたします。

鵜澤委員

それでは、調査報告を行います。

番号1番について報告いたします。

立地基準ですが、申請地は市役所の北西方向、約1.2キロメートルに位置し、公衆道路に接しており、進入路の方は確保されております。

農地区分は都市計画において、用途地域に定められているため、第3種農地と判断しました。

一般基準ですが、専用住宅用地であり、面積321平方メートルは面積妥当と思われるます。

資金は自己資金と借入金にて賄う計画になっております。

申請地には、小作人等、権利移転に対して支障となるものはありません。

隣接農地に対しての被害防除対策は、土砂などの流出を防ぐため、外周にはブロックを設置します。

用水は市営水道、汚水・雑排水は公共下水道、雨水は宅地内処理します。

隣接農地は耕作されておりません。よって、営農に支障を来すことはありません。申請地は土地改良受益地ではありません。

権利者は、現在、家族5人と県営住宅に住んでいます。大分手狭になり、また、1人で生活している父親と同居するために、専用住宅を建てたいとのこと、必要性も認められます。

これらのことから、立地基準、一般基準とも問題ないと思われるます。

続いて、番号2番、立地基準ですが、申請地は市役所より北東方向に約1.1キロメートルに位置し、公衆用道路に接しており、進入路は確保されております。

農地区分は、都市計画用途地域で、第3種農地と判断しました。

一般基準ですが、面積820平方メートルであり、建売分譲住宅用地2棟及び道路用地として面積妥当と思われるます。

資金は自己資金にて賄うことになっております。

申請地には、小作人等、権利移転に対して支障となるものはありません。

隣接に対しての被害防除対策ですが、周囲にブロックを積み、土砂の流出を防ぐ計画になっております。

埋め立ては行わず、整地のみで造成する予定です。

隣接農地所有者は承諾しており、問題ないと思われま

す。用水は上水道、雨水は宅内処理、汚水・雑排水は本下水道にて処理することになっております。

また、土地改良受益地ではありません。

これらのことから、立地基準、一般基準とも問題ないと思われま

す。

川野会長

次に、3番、4番ですが、私の担当でございますので、私から報告いたします。

まず、番号3番の調査報告をいたします。

立地基準ですが、申請地は市役所から東へ約1.2キロメートルに位置しております。位置指定道路に面しており、進入路は確保されております。

現地調査した結果、農地区分としては、用途区域内にある農地でありますので、第3種農地として判断をいたしました。

次に、一般基準ですが、目的が宅地分譲1区画用地としてということでございますが、申請面積は254平方メートルであり、面積妥当と思われま

す。資金については、自己資金にて賄う計画となっております。

次に、隣接地に対する被害防除計画ですが、計画では周囲にコンクリートブロックを設置し、雨水や土砂の流出を防ぐ計画になっております。上水道は市営水道、汚水・雑排水は市の下水道、雨水は敷地内浸透処理する計画になっております。

隣接農地所有者は、義務者だけですので、問題はないと思いま

す。また、申請地は土地改良受益地ではありません。

権利者は不動産業を営んでおり、会社の事業、目的ともに一致しており、許可後、速やかに事業を行うものと判断いたしました。

以上のことから、立地基準、一般基準ともに何ら問題はないものと判断いたしました。

以上、調査報告を終わります。

続きまして、番号4番の調査報告をいたします。

立地基準ですが、申請地は市役所から東へ約1.2キロメートルに位置しており、位置指定道路に面しており、進入路は確保されております。

現地調査した結果、農地区分としては、用途区域内にある農地でありますので、第3種農地として判断いたしました。

次に、一般基準ですが、目的が宅地拡張用地ということでございます。申請面積は119平方メートルで、既存の宅地面積との合計は290.52平方メートルであり、面積は妥当と思われます。

資金については、自己資金にて賄う計画になっております。

次に、隣接地に対する被害防除計画ですが、計画では周囲にコンクリートブロックを設置し、雨水や土砂の流出を防ぐ計画になっております。雨水は敷地内浸透処理する計画になっております。

隣接農地所有者は、義務者だけですので、問題はないものと思われます。

また、申請地は土地改良受益地ではありません。

なお、一部は既に使用済みのため、始末書が添付されております。

権利者は申請地の隣に住んでおり、住まいが手狭で、荷物の保管に苦慮しており、許可後は速やかに事業を行うものと判断いたしました。

以上のことから、立地基準、一般基準に何ら問題はないものと思われます。

以上、調査報告を終わります。

5番、6番、7番、鴨志田委員、地元委員の調査報告をお願いいたします。

鴨志田委員

番号5、6、7をまとめて調査報告を申し上げます。

まず、立地基準ですが、八街都市計画事業八街駅北側地区土地区画整理事業の中に位置しております。

また、申請地は市道に面し、進入路は確保されております。

農地性としては、用途区域内にあるため、第3種農地と判断いたしました。

次に、一般基準ですが、本申請は専用住宅用地ということですが、申請面積は190平方メートル及び233平方メートルであり、建築面積との関係においても面積妥当と思われます。

資金の確保につきましては、借入金及び自己資金にて賄う計画となっております。

申請地は小作人等、権利移転に対して支障を来すものではありません。

次に、隣接に対する被害防除計画ですが、申請地は区画整理事業の中にあるので、造成され、耕作されている農地はありません。

用水は公営水道、排水は雨水浸透式、汚水・雑排水は排水枡を通し、本下水へととなっております。

防災計画としては、足場周りに防護ネットを設置し、周囲に粉じん等が飛散しないようにし、宅地の周囲にブロックフェンスを設置して、土砂等を流出、防止することになっております。

本案件は何ら問題ないと思われます。

以上で調査報告を終わります。

川野会長

次に、8番、吉野委員、お願いいたします。

吉野委員

調査報告を申し上げます。

立地基準ですが、申請地は市役所から西へ約4キロメートルに位置し、市道に面しており、進入路は確保されています。

農地性としては、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地ですので、事務指針の29ページBに該当するため、第2種農地と判断いたしました。

権利者は、送電線工事会社を経営しており、今の資材置場は会社より遠いため時間がかかり、作業効率が悪いと、義務者より申請地を賃貸できることとなり、既存資材置場は返却し、新規資材置場を設け、全資材を整備したく、計画をしました。

造成については、多少盛土し、周囲にブロックを積み、フェンスで囲い、敷地内は砂利を敷き、用水は使用せず、汚水・雑排水は発生せず、雨水は敷地内浸透とし、工事中は近隣に迷惑がかからないようにするとのこと。

以上のことから、立地基準、一般基準ともに、本案件は問題ないと思います。以上です。

川野会長

続きまして、9番、鵜澤委員、お願いいたします。

鵜澤委員

調査報告をいたします。

立地基準ですが、申請地は市役所の北、約700メートルに位置しています。進入路は公衆用道路を利用すれば確保されております。

農地区分は、第2種農地と判断いたしました。

また、代替性はないと思われま。

一般基準ですが、面積970.05平方メートルは、資材置場用地として妥当と思われま。

資金は自己資金で賄う予定です。

隣接農地への被害防除対策ですが、敷地には鉄板を敷き、周囲を仮囲いいたします。また、残土置場を設置し、養生を行い、土砂の流出を防ぎま。

また、隣接農地所有者は義務者のみで、問題ないと思われま。

工事が終わり次第、速やかに農地として使用できるように復元するとの誓約書も添付されております。

以上のことから、問題ないと思われま。

以上です。

川野会長

地元委員の調査報告がすべて終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

川野会長

なければ、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

議案第4号1番につきましては、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

( 挙手全員 )

挙手全員でありますので、1番については、許可相当で決定いたします。

次に、2番について、開発行為の許可が必要となるかどうかについて、許可権者である千葉県の印旛地域整備センターと協議することの意見を付けて、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

( 挙手全員 )

川野会長

挙手全員でありますので、2番については、開発行為の許可が必要となるかどうかについて、許可権者である千葉県の印旛地域整備センターと協議することの意見を付けて、許可相当で決定いたします。

次に、3番につきまして、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

( 挙手全員 )

川野会長

挙手全員でありますので、3番については、許可相当で決定いたします。

次に、4番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

( 挙手全員 )

川野会長

挙手全員でありますので、4番については、許可相当で決定いたします。

次に、5番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

( 挙手全員 )

川野会長

挙手全員でありますので、5番については、許可相当で決定いたします。

次に、6番につきまして、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

( 挙手全員 )

川野会長

挙手全員でありますので、6番については、許可相当で決定いたします。

次に、7番につきまして、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

( 挙手全員 )

川野会長

挙手全員でありますので、7番については、許可相当で決定いたします。

次に、8番につきまして、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

( 挙手全員 )

川野会長

挙手全員でありますので、8番については、許可相当で決定いたします。

次に、9番につきまして、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

( 挙手全員 )

川野会長

拳手全員でありますので、9番については、許可相当で決定いたします。

次に、10番を議題といたします。

10番については、部会案件で農地部会第2班に担当していただきました。

班長の林副部長から報告をお願いいたします。林副部長、お願いいたします。

林副部長

それでは、議案第4号10番について、農地部会第2班が担当いたしましたので、調査報告をいたします。

まず、区分売買、所在大木字大富向、地目畑、面積198平方メートル。転用目的及び転用事由でございますが、車庫及び作業場用地。現在、溶接関係の会社に勤めており、その技術を活かして個人的に依頼を受けた溶接の作業を自宅で行っているが、作業スペースや駐車スペースが手狭で不便が生じているため、自宅から近い当該申請地を車庫及び作業場用地として利用したいということでございます。

この案件につきまして、先日、16日に面接聞き取り調査をいたしました。

当日、農地部会第2班と川野会長、三須農地部長、事務局より山内主査補、森主査補にご出席をいただきました。

また、権利者代理人の行政書士、義務者本人が出席されました。

まず、権利者の職業ですが、溶接工としての会社員をされているということでございます。

次に、義務者の職業ですが、農業ということですが。

義務者が農地を手放す理由でございますが、病気がちなため、農業経営が困難になってきたためということでございます。

権利者の転用事由につきましては、権利者は当該地から30メートルほどのところに居住しておるが、現在、トラックを所有しており、駐車場がないため借用しているということでございます。

転用の必要性でございますが、溶接技術等を活かし、友人、知人などからの依頼により、仕事を行っている。今回、駐車場及び屋根付きの作業場及び車庫の必要性を感じ、土地を取得し、備けたいということでございます。

既存の作業場につきましては、ないということでございます。貸駐車場の屋外にて、また、自宅にて作業を行っていたということです。

資金計画につきましては、自己資金にて賄う計画となっているということでございます。

造成計画でございますけれども、整地のみ。排水計画につきましては、砂利敷き、自然浸透ということでございます。

隣接農地等の被害防除対策についてですが、周囲は義務者の農地であり、了承済みということでございます。

確認事項でございますが、現在、当該地に土砂等を置いてあり、このことにつ

きましては、総会前の20日までに撤去し、整地するというごさいましたが、確認したところ、残土は撤去されており、きれいに整地されております。

また、本日までに住所地を長谷団地から大木に移すというごさいましたが、これも面接当日に住所移転をされております。

以上のことから、何ら問題はないものと思われます。

農地部会第2班といたしまして、以上のことから許可相当と判断いたしました。

以上、報告を終わります。

川野会長

議案の説明が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。

ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

川野会長

質疑なしということでございますので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

10番につきましては、班長報告どおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

川野会長

挙手全員でありますので、10番につきましては、許可相当で決定いたします。続きまして、議案第5号、農地競売買受適格者証明の交付について、農地法第3条市許可分を議題といたします。

この案件につきましては、三須委員に関連しておりますので、農業委員会等に関する法律、第24条第1項の規定により、三須委員の退席を求めます。

(三須委員退席)

川野会長

事務局、説明願います。梅澤主査をお願いいたします。

梅澤主査

議案第5号、農地競売買受適格者証明の交付、農地法第3条・市許可分についてご説明いたします。

番号1、所在上砂字飛砂山、地目畑、面積3筆合計で1万1千682平方メートル。申請事由につきましては、養豚事業に参入して経営規模の拡大を図るため、豚舎や堆肥舎などの施設が整っている当該農地を取得したいというごさいます。

以上です。よろしくお願ひします。

川野会長

議案の説明が終わりましたので、地元委員の調査報告をお願いいたします。

1番、山本重文委員、お願いいたします。

山本重委員

では、調査報告をいたします。

申請地についてですが、市役所より南へ約8キロメートル。現在、豚舎、倉庫、堆肥舎等が建っております。進入路については、市道に接していて確保されております。

次に、農地法第3条第2項の許可基準に適合するか否かについて報告いたします。

権利者の所有している主な農機具、耕運機2台、トラクター2台、軽トラック1台、フォークリフト1台。労働力について、権利者及び世帯員3名。年間農作業従事日数について、権利者300日、世帯員平均300日。技術力についてですが、十分に認められ、問題はないと思われま

す。現在、所有する農地及び借入地の状況について、すべて効率的に耕作しており、過去3年間において農業経営規模を縮小させる行為を行った事実はありません。

面積要件ですが、現在の経営面積は176アール。養鶏1千500羽。下限面積の50アールはクリアしております。

周辺地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的利用の確保については、支障ありません。

以上の内容から、権利者及び世帯員が権利取得後において耕作に必要な農作業に常時従事し、申請地を含めたすべての農地について効率的に利用し、耕作されると認められます。

その他、参考となる事項についてですが、申請地を取得した場合には、申請地内にある施設については、関係法令に基づき所定の手続きをとって処理する旨の誓約書が提出されております。

以上、すべての調査結果から本案件は農地法第3条第2項の許可基準をすべて満たしておりますので、許可相当と判断いたしました。

以上です。

川野会長

地元委員の調査報告が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

川野会長

質疑なしということでございますので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。議案第5号1番につきまして、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

挙手全員でありますので、1番につきましては、許可相当で決定いたします。

事務局、説明願います。梅澤主査。

梅澤主査

それでは、ただいまご審議いただきました農地競売買受適格者証明の交付についてでございますが、今後の事務処理といたしましては、農地法第3条の規定に基づく本申請が提出された場合に、今回の内容と相違がなければ、総会に諮らずに事務の迅速化ということで、会長専決による許可でよろしいか、ご審議をお願いしたいと思います。

川野会長

それでは、事務処理の説明が終わりましたので、今後の事務処理について変更がない場合は、会長専決の許可でよろしいか、お諮りいたします。

(「異議なし」の声あり)

川野会長 異議なしということでございますので、今後の事務処理については、変更がない場合は会長専決として処理いたします。

では、三須委員の着席を許します。

(三須委員着席)

川野会長 会議中ではございますが、ここで10分間休憩をいたしたいと思います。

休憩 午後4時00分

再開 午後4時15分

川野会長 それでは、会議を再開いたします。

続きまして、議案第6号、農用地利用集積計画の承認について、1番から4番を議題といたします。

事務局、説明願います。梅澤主査、お願いいたします。

梅澤主査 議案第6号、農用地利用集積計画の承認についてご説明いたします。

平成22年度、第4次農用地利用集積計画。

最初に、番号1、所在八街字西光明坊、地目畑、面積2筆合計で5千157平方メートル。利用権の種類につきましては賃貸借。期間につきましては10年。新規でございます。

次に、番号2、所在沖字西沖、地目畑、面積9筆合計で1万7千550平方メートル。利用権の種類につきましては賃貸借。期間につきましては4年8か月。再設定でございます。

次に、番号3、所在八街字平沢、地目畑、面積3筆合計で5千平方メートル。利用権の種類につきましては賃貸借。期間につきましては3年。新規でございます。

次に、番号4、所在八街字平沢、地目畑、面積3筆合計で4千平方メートル。利用権の種類につきましては使用貸借。期間につきましては3年。新規でございます。

以上です。

川野会長 議案の説明が終わりましたので、質疑をお願いいたします。

ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

川野会長 質疑なしということでございますので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

議案第6号1番につきまして、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

川野会長 挙手全員でありますので、1番につきましては、承認することに決定いたします。

次に、2番につきまして、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお

願いいたします。

( 挙手全員 )

川野会長

挙手全員でありますので、2番については、承認することに決定いたします。  
次に、3番につきまして、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

( 挙手全員 )

川野会長

挙手全員でありますので、3番については、承認することに決定いたします。  
次に、4番につきまして、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

( 挙手全員 )

川野会長

挙手全員でありますので、4番については、承認することに決定いたします。  
続きまして、その他に移ります。  
報告第1号、農地法施行規則第53条第5号の規定による農地転用の届出について、事務局、説明願います。山内主査補、お願いいたします。

山内主査補

それでは、報告第1号、農地法施行規則第53条第5号の規定による農地転用の届出についてご説明いたします。

番号1、所在文違字山王台、地目畑、面積347平方メートルのうち43.51平方メートル。目的、防火水槽用地。事業内容、防火水槽用地として利用する。

番号2、所在文違字山王台、地目畑、面積347平方メートルのうち61.39平方メートル。目的、作業スペース用地。事業内容、防火水槽設置工事に伴う作業スペース用地として、一時的に利用する。

一時転用期間、平成22年7月29日から平成22年11月15日まで。

以上です。

川野会長

これは、報告事項ですので、事務局の説明をもって承諾願います。  
次に、報告第2号、農地法施行規則第53条第14号の規定による農地転用の届出について、事務局、説明願います。山内主査補、お願いいたします。

山内主査補

それでは、報告第2号、認定電気通信事業者による農地法施行規則第53条第14号の規定による農地転用の届出についてご説明いたします。

番号1、所在八街字桃園、地目畑、面積5千989平方メートルのうち254.95平方メートルほか1筆。計2筆の合計面積261.95平方メートル。目的、電気通信事業施設用地。事業内容、携帯電話無線基地局及び引込柱の設置。

なお、本件については、議案第4号9番に関連しております。

番号2、所在八街字桃園、地目畑、面積165平方メートルのうち50.22平方メートルほか2筆。計3筆の合計面積294.01平方メートル。目的、上記電気通信事業施設工事に伴う通行路用地。事業内容、携帯電話無線基地局設置工事に伴う通行路として一時的に利用する。

一時転用期間、平成22年9月1日から平成22年12月31日まで。  
以上です。

川野会長

これも、報告事項ですので、事務局の説明をもって承諾願います。

以上で本日の審議すべき案件はすべて終了いたしました。

ご苦労さまでした。

藤崎事務局長

閉会を宣す。(午後4時25分)

議事録署名人

議 長

7 番

8 番